

女性の社会参画加速化宣言シンボルマーク利用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、女性の社会参画加速化宣言のシンボルマークの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴとの関係)

第2条 シンボルマークの利用に関しては、熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程及びくまモンイラスト・くまもとサプライズロゴ利用の手引（以下「くまモン利用規程等」という。）の趣旨を遵守することを条件に、本利用管理規程を適用し、くまモン利用規程等に定める手続きは不要とする。

(シンボルマーク利用)

第3条 女性の社会参画加速化宣言のシンボルマークは下記のマークとする。

- 2 シンボルマークの利用は、熊本県が行う女性の社会参画加速化宣言の周知、推進のための広報及び女性の社会参画加速化宣言を行った企業、団体（以下「宣言企業等」という。）が行う自団体の広報に限定（下記利用例参照）し、自団体の製品や販促用の無償配布物に表示することはできない。
- 3 シンボルマークの利用者は、色及びデザインを改変してはならない。



<シンボルマーク利用例>

- ・事務所、工場等における掲示
- ・ホームページへの掲載
- ・刊行物（会社紹介パンフレット等）への掲載
- ・社員募集広告への掲載
- ・就職説明会等のブースにおける掲示
- ・社員用名刺への表示

※上記以外への利用の可否については、個別に判断する。

(利用の許諾)

第4条 宣言企業等がシンボルマークを利用する場合は、あらかじめ熊本県の利用許諾を受けなければならない。

- 2 利用許諾を受けようとする者は、別記様式第1号により利用許諾申請を行わなければならない。
- 3 県は、当該利用が前条に合致すると認める場合には、利用許諾を行うことができる。なお、この場合、別記様式第2号により申請者に通知するものとする。

(マークの取扱い)

第5条 シンボルマークの利用料は無料とする。

2 県の利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを利用する権利を付与するものではない。

3 シンボルマークを利用できる期間は、女性の社会参画加速化宣言が有効な期間中とする。

(経費等の負担)

第6条 県は、この規程による利用許諾の申請に要した経費及び使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第7条 県は、シンボルマークの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、シンボルマークの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償するものとする。

(情報の公開)

第8条 県は、シンボルマークの利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課が行う。

附則

(施行期日)

この規程は、平成30年12月27日から適用する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年(2021年)3月30日から適用する。

別記様式第1号、同第2号(第4条関係) 別紙参照